



令和4年度 納税表彰式

菊薫る11月16日(水)保土ヶ谷税務署主催、各関係民間団体協賛による納税表彰式が挙行され、永年のご功績・ご活躍により当会からも次の方々が受章されました。おめでとうございます。



一般社団法人
保土ヶ谷青色申告会
〒240-0044
保土ヶ谷区仏向町154-2
ゴトービル2F
TEL 045-442-7201
FAX 045-442-7251
発行人 平井 武男
編集 広報委員会

国税庁長官 表彰

会長 平井 武男 (旭区)

保土ヶ谷税務署長 表彰

理事・女性部会長 佐藤 葵 (旭区)

理事・支部長 河西 秀忠 (保土ヶ谷区)

保土ヶ谷税務署長 感謝状

理事・事業厚生副委員長 小川 悦雄 (旭区)

地区長・前広報委員 折茂 昌枝 (保土ヶ谷区)



～ 秋 の 受 章 ～

下記の通り表彰されました。おめでとうございます。

保土ヶ谷区長表彰 理事・支部長 河西 秀忠 (保土ヶ谷区)

年頭のあいさつ



会長
平井 武男

新年明けましておめでとうございます。
令和五年の年頭に当たり、会員の皆様には謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は、コロナウィルス感染の縮小がみられて、海外、国内の旅行が解禁になり各種キャンペーンも始まり年末に向けてようやく活気が見えて、少しずつではありますが、日常生活を取り戻しつつあるような気が致します。

昨年度も役員、並びに会員の皆様には会活動に對しご協力を賜りました事、厚くお礼申し上げます。



保土ヶ谷税務署長
千地 雅巳

新年明けましておめでとうございます。
令和五年の年頭に当たり、一般社団法人保土ヶ谷青色申告会の皆様方に、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

貴会におかれましては、本年十月から開始されるインボイス制度について、会員向けの説明会の開催や記帳指導時の制度説明等、インボイス制度の周知について積極的に取り組んでいただき、改めて敬意を表する次第です。

制度開始当初から登録事業者になられることを希望する方につきましては、原則として、本年の三月末までに登録申請が必要となりますので、期限までに登録申請をお願いいたします。さて、まもなく令和四年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。

本年も日石横浜ホールに申告書作成会場を横浜中税務署と合同で開設しますので、青色コーナリーの円滑な運営、青色申告の一層の普及、記帳水準の向上に、貴会の皆様方の御支援と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。また、会員の皆様方の申告と納税については、是非、e-Taxのご利用をお願いいたします。

結びに当たり、貴会にとりまして新しい年が輝かしい飛躍の年になりますよう、また、会員の皆様方の御健勝並びに御事業の御繁栄を心から祈念申し上げます、新年の挨拶とさせていただきます。

秋の納税表彰に於いて、当会は保土ヶ谷税務署長より表彰状二名、感謝状二名、保土ヶ谷区長表彰一名が受賞されました。これも偏に会活動に對し多大な功績を評価されたものと、敬意を表する次第です。

今年度も先行き不透明で会活動も様々な制約を受ける事になると思います。その時の状況にしっかりと対応して行かなければなりません。役員はじめ会員の皆様のご協力をお願いいたします。

結びに当たり、皆様のご健勝とご事業のご繁栄をご祈念申し上げ新年の挨拶と致します。

ブルーリターンA ご利用の方へ

2022年分の入力が終わっていても必ずバージョンアップを行ってください。データは自動的にブルーリターンA2023へ移行します。バージョンアップ後、続けて入力ができますのでお早目をお願いします。

インターネットからダウンロードの方 1月上旬にお知らせが表示され、ソフトを起動すると自動で更新されます。

インターネット未接続の方(CDでバージョンアップ) CDが1月下旬に送付されるのでインストールしてください。

優良な電子帳簿保存 (ブルーリターンAは要件を満たしています。他の会計ソフトは会社へお問合せください。)

適用	・過少申告加算税の5%軽減 ・所得税の青色申告特別控除(65万円)
届出	令和4年から上記適用を受ける場合には令和5年3月15日までに税務署へ「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書(優良)」を提出してください。

※ 令和4年1月1日より前に電子帳簿保存の承認を受けた方が新たに創設された「過少申告加算税の特例の適用」を受けたい場合も、令和5年3月15日までに税務署へ「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書(優良)」の提出が必要になります。

お知らせください!

指導受付時間 午前9時～11時 午後1時～4時 業務終了 午後5時 ※土・日・祝日は休み

転居や廃業をされた方、変更のある方は事務局までご連絡ください。税務署への届出も事務局でお手続きができます。

①パソコンやスマホからオンライン予約

・ホームページから

・予約用QRコードから→→→



②電話予約 045-442-7201 ③事務所で予約

【確定申告】 納期限:所得税3月15日(水)まで / 消費税3月31日(金)まで

所得税 指導会日程 ※土・日・祝日は除く	予約開始日時
1月 4日(水)～2月28日(火)	現在予約受付中
2月19日(日)・2月26日(日)	
3月 1日(水)～3月15日(水)	2月 1日(水)9時～
消費税 指導会日程 ※土・日・祝日は除く	予約開始日時
3月16日(木)～3月31日(金)	現在予約受付中

○コロナの影響等で申告期限が延長されても、申告会の指導会日程は上記の期間となります。

○毎年3月は来所者が集中するため大変混雑し予約が取れない可能性があります。1月4日から申告書の提出ができますので、1月、2月中の早期提出にご協力をお願いします。

○1月20日(金)までは年末調整(給与源泉)指導優先。23日(月)以降は確定申告期間となりますので年末調整の指導は出来ません。

予約日時

予約日時を記入してご利用ください

令和5年 月 日() 午前・午後 時

開始10分前までにお越しください

予約に関する事項

- ・会員1名につき1日1回50分の完全予約になります。一度に複数日・複数回の予約は出来ません。
- ・会員が複数名の場合、会員ごとに予約をお願いします。
- ・予約状況により、ご希望の日時が取れないこともあります。職員の指名は出来ません。
- ・予約のない方の指導は出来ません。必ず事前予約をお願いします。
- ・当日でも予約枠に空きがある場合は電話でのみ予約を受付けます。当会ホームページで当日の予約状況をご確認ください。
- ・予約数は指導員の確保等の状況により随時変更(増減)します。
- ・ネット予約受付は前日の午後3時まで。ネット予約受付終了後の予約変更、キャンセルは電話のみ受け付けます。
- ・50分で指導が終了しなくても時間延長はありません。指導終了後に次回の予約をすることができますが、1日の予約数には限りがあり、3月に入ると次の予約が取れない可能性があります。
- ・コロナ感染や自然災害、交通機関の乱れ等により指導員がやむを得ず欠勤等した時は、予約枠内の先着順でのご指導となり予約時間通りに指導できない場合もあります。予約は開始時刻を確約したものではありません。

確認事項

- ・事務所は午前8時45分頃(準備出来次第)開場します。開場前は入室できません。
- ・予約時間の15分前から入室できます。入室時に受付で会員証をご提示ください。
- ・連絡なく開始時刻を30分過ぎて来所受付されない場合は予約を取り消させていただきます。
- ・遅刻や忘れ物にご注意ください!遅刻により予約時間に遅れた場合や忘れ物があっても指導時間の延長は出来ません。遅れた分だけ指導時間が短くなります。
- ・37.5度以上の発熱や咳のある方、濃厚接触者、コロナ感染が疑われる方の来所はご遠慮ください。
- ・事務所内では、当会役職員の指示に従っていただきます。指示に従っていただけない方は退室いただきます。
- ・土地・建物の譲渡(分離譲渡所得)については事前に税務署でご相談ください。

確定申告などの指導は全て予約制です。来所の際は必ず会員証をご提示ください。

持ち物! 令和4年分のものであることを確認してください

全 員 持 参	☐ R2・R3年分申告書・決算書(控)	消費税がある方は消費税の申告書(控)、白色申告の方は収支内訳書(控)
	☐ R4年申告書・決算書用紙	用紙がない方は申告会にもあります
	☐ 会員証	必ず会員証をご持参ください!
	☐ 確定申告のお知らせ葉書 又は納付書同封お知らせ通知書	届かない方は所得税の予定納税、消費税の中間申告の税額が分かるものを持参
	☐ マイナンバーカードの両面コピー	マイナンバーカードがない方は通知カードと運転免許証、健康保険の被保険者証などのコピー ※配偶者や扶養親族(16歳未満も含む)、専従者もマイナンバーの記載が必要ですがコピーは不要です
決 算 関 係	☐ 通帳・売掛やカードの利用請求書 等	帳簿残高と通帳や売掛金・未払金の請求書等の金額が合っているか要確認!
	☐ コロナ関連の給付金などの明細書	事業復活支援金・感染拡大防止協力金・助成金等 雑収入に計上
	☐ 集計表又は試算表	月間、年間合計は必ず記入して下さい
	☐ 帳簿類	ブルーリターンの方は12月末まで入力済のデータ ブルーリターン以外の会計ソフトの方はパソコン又は印刷した元帳 (事務局のパソコンとWi-Fiなどのネット環境はご利用できません)
	☐ 国税関係帳簿・書類の電磁的記録等による保存等の承認申請書(控)又は 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書(優良)(控)	会計ソフト利用者で青色申告特別控除65万円対象者のみ(e-Taxを除く)
	☐ 確定申告事項指導チェック票	青色申告会の指導会で渡されたもの
収 入 関 係	☐ 源泉徴収票(公的年金など含む)支払調書	1月末頃、給与・報酬支払い元の会社、公的年金は日本年金機構等より、個人年金は生命保険会社等より送付されます
	☐ 特定口座年間取引報告書、配当等の支払通知書	特定口座にされてない方は取引の内訳が分かるもの
	☐ 満期保険金のお知らせ	満期保険金の収入金額、必要経費が分かるもの
控 除 関 係	☐ 控除証明書(10月頃、支払先から送付)	生命保険料・個人年金保険料・地震保険料(長期損害保険料) ・小規模企業共済・国民年金・国民年金基金 等
	☐ 年間納付額のお知らせ又は領収書 等	国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険・労働保険 等 ※分からない場合は区役所等へお問い合わせ下さい
	☐ 医療費控除の明細書	医療費等の領収証は提出不要(5年間自宅保存)
	☐ 寄附金受領証明書	ふるさと納税・ユニセフ・赤十字 等
	☐ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書(10月頃、金融機関から送付)	初年度の方は家屋及び土地の登記簿(原本)、売買契約書又は請負工事契約書のコピーも必要です
	☐ 扶養親族の源泉徴収票	源泉徴収票がない場合は扶養親族の所得確認ができる書類
	☐ その他	控除に必要な領収書・受領書・証明書・明細書

電話によるお問合わせは午後5時から6時の間にお願いします。受付時間内は来所の方が優先です。

路上駐車禁止。ビル前や脇も駐車禁止。自転車やバイクを停める場所はありません。

近隣のコインパーキングをご利用ください。

ブルーリターンAと会計ソフトの指導については入力の確認は1月までにお願いします。2月以降はお受けできません。

ブルーリターンAのシステムトラブルの連絡先: (株)ゼンアオイロ TEL03-3294-2306 (平日のみ営業・時間9時~12時・13時~17時)

会員1名につき確定申告書の提出も1名分です。

会員以外のご家族・知人等の指導及び申告書の提出をご希望の場合は入会手続きをお願いします。

会費は毎年6月3日に1年分(4月~翌年3月)口座振替となります。

正会員(事業・不動産所得): 年額20,000円 準会員(年金・給与の方): 年額3,000円

○会費の納入方法は預金口座振替が原則です。引落口座を変更したい方等は3月31日までに申告会へご連絡をお願いします。

○退会をされる方は3月31日までに退会届をご提出ください。(税務署への廃業届の提出とは別です。)

※退会届のご提出が遅れると令和5年度分の会費が引落となります!お引落の会費はご返金できません。

保土ヶ谷税務署からのお知らせ

○ 令和4年分の確定申告書の申告期限、納期限等は次のとおりです。

税 目	申告期限 及び 納期限	振替納税の振替日
所得税及び復興特別所得税	3月15日(水)	4月24日(月)
贈与税	3月15日(水)	
消費税及び地方消費税	3月31日(金)	4月27日(木)

納税にはキャッシュレス納付が安全・便利!

○ 消費税及び地方消費税の確定申告を忘れずに!

次のいずれかに該当する個人事業者は令和4年分の消費税及び地方消費税の確定申告が必要です。

- ① 令和2年分の課税売上高が1,000万円を超える方。
 - ② 特定期間（令和3年1月1日から同年6月30日までの期間）の課税売上高が1,000万円を超える方は、令和4年分の消費税の課税事業者に該当します。なお、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額により判定することもできます。
 - ③ 消費税の課税事業者となることを選択した方（消費税課税事業者選択届出書を提出した方）。
- (注) 令和元年10月1日以降、軽減税率対象品目の課税売上や課税仕入のある課税事業者の場合、税率（8%・10%）ごとに区分して消費税の税額計算が必要になります。
- (注) 事業の用に供していた建物や機械などの譲渡収入も、課税売上高に含まれます。

○ マイナンバーカードを取得して自宅等からe-Tax!

マイナンバーカードでできることって?

マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

また、マイナンバーカードでログインすれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。

確定申告以外にも、公的な身分証明書や健康保険証としても使えます。

マイナンバーカードの取得方法は?

スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。
詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。



スマホによる申請
はこちらから!



マイナンバーカード 取得方法

検索

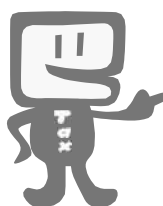
消費税のインボイス制度



登録申請受付中!

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!!



- ☑ 「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度を知りたい方は
下のQRコードをご確認ください。



説明会動画を見たい方は、
下のQRコードをご確認ください。



秋のイベントに参加！ 令和4年10月

今年は各区のイベントに参加し、輪投げゲームや会のPR活動を行いました。大勢の方に輪投げゲームに参加していただき楽しい一日になりました。なお、輪投げゲームの収益金30,251円は各区の社会福祉協議会へ寄付いたしました。

瀬谷フェスティバル
16日(日)



ほどがや区民まつり
29日(土)



女性部・青年部合同行事工場夜景 10月21日(金) 相澤千枝子

工場夜景ってどんな風景なのか、期待に胸をはずませながらの出発でした。波を掻き分け光の城を目指していくと、大黒埠頭、東電横浜火力発電所等がオレンジ、白の強い光に照らされて出現し、幻想的な空間に心が奪われました。

帰路ではランドマークタワー、コスモクロック等、ビル群が宝石を散りばめたように輝き、ファンタスティックな世界。海上から間近に見た迫力満点の工場夜景、最高でした。



事業厚生委員会主催研修旅行 10月25日(火) 荒井壽美

久しぶりのバス旅行に参加し、皆様のお顔に逢う事が出来嬉しかった。ただ一つ心に残った事。バスに乗って町中に大きいビルがたくさん出来、心が変わってしまいました。今迄畑や森林があった場所が土ほりおこし、平にしてビルがこの場所になるのかなと・・・。

アクアワールド大洗につき、巨大水族館に熱帯系寒帯系の約580種が飼育され、いろいろな魚におどろきました。楽しい旅でした。

那珂湊おさかな市場、めんたいパーク、昼ごはん、とてもおいしかったです。



令和5年度給与支払報告書の提出について

給与支払報告書の提出の際は、次の点にご留意ください。

- 給与支払報告書は、**令和5年1月31日**までに提出してください(早期提出にご協力をお願いいたします。)
- **令和5年度提出分から「市区町村提出用」の給与支払報告書(総括表・個人別明細書)は、1枚に変更されました。**(複写式や独自の用紙を使用される場合は2枚目の提出は不要です。)
- 給与支払報告書の**カナ氏名、住所、生年月日は必ず記載**してください。
- **横浜市では総括表の「納付書の送付」欄の記載内容にかかわらず、これまでのご納入の方法に合わせて納付書の送付を決定しています。**
- その他の注意点については、**横浜市ホームページに「給与支払報告書の提出等について」(PDF)を掲載しています**ので、そちらもご確認ください。

横浜市からのお知らせ

【提出先・問合せ先】横浜市特別徴収センター(財政局法人課税課)

〒231-8314 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル 5階 電話 045(671)4471

受付時間: 8時45分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

横浜市 特別徴収

検索

軽自動車の車検は、
軽JNKS
で変わる!

Jidoshazei Nofu Kakunin System ジェンクス
令和5年1月から、軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)で、
継続検査窓口での**納税証明書の提示が不要**になります!

- 軽JNKSの対象は、車検の手続き先が軽自動車検査協会となる軽三輪自動車及び軽四輪自動車です。
- 軽自動車税(種別割)の納付方法によっては、納付情報が軽JNKSに登録されるまで相応の日数を要する場合があります。車検をお急ぎの場合は、金融機関又はコンビニエンス・ストアの窓口でお支払いいただき、納税証明書を取得してください。
- 納税証明に関するご質問は、区役所税務課収納担当にお問い合わせください。

市税の納税証明について、詳細は横浜市のウェブサイトをご覧ください。

横浜市 納税証明

検索